

特記仕様書

1. 工事の名称 飯能市役所電話交換設備改修工事
2. 工事場所 飯能市大字双柳地内
3. 工期 契約締結の日から令和8年9月30日まで
4. 工事内容 電話交換機本体装置 一式
新規電話機 一式（機器一覧のとおり）
PHS アンテナ配線工 一式
音声案内装置 一式
通話録音装置 一式
5. 納入条件
 - (1) 改修期限
令和8年9月1日を新旧切替日とし、前日までに調整及び動作試験まで行うものとする。
 - (2) 本体装置設置場所
飯能市役所本庁舎別館内にある放送室とし、旧電話交換機器は、庁舎敷地内にある指定箇所に移動すること。
6. 実施条件
 - (1) 収容回線数
 - ①局線
 - ・ひかり回線：23ch
 - ・アナログ回線：2回線
 - ②専用線
 - ・県防災回線：4回線
 - ③内線
 - ・デジタル多機能回線：2台(アナログ停電用)
 - ・デジタル多機能回線：47台(内線用)
 - ・中継用デジタル多機能内線：2台
 - ・FAX回線：7台
 - ・PHSアンテナ：60台

(2) 機器一覧

※電話機はすべてナンバーディスプレイ表示機器とする。

- ・ 停電用多機能電話機：2台（アナログ停電対応）
- ・ 多機能電話機：47台
- ・ 中継用多機能電話機：2台
- ・ ヘッドセット：4台
- ・ PHS電話機：169台
- ・ PHSアンテナ：60台（1基地局当／同時通話3台以上）

(3) 電話交換機本体装置

①環境条件

- ・ 温度0～40℃
- ・ 湿度20～85%RH（非結露）

②機械的仕様

- ・ 既存電源200V（必要に応じて主電源コンセント100Vを設置すること）
- ・ 構造：自立型（キャビネット可）
- ・ 耐震性：震度6相当
- ・ 回線容量：500ポート以上（システム増により増やせること。）
- ・ 電源装置バッテリー：停電対応3時間以上稼働できること。
- ・ 通話録音用バックアップ：外付け通話録音装置のバックアップ用として、内蔵式もしくは外付式とし、通話録音1,000時間以上の録音が可能とすること。

(4) 新規電話機器条件

多機能電話機等の配線は既存線に不具合がない限り流用すること。

(5) ヘッドセット条件

中継用多機能電話機に接続できるものとし、ヘッドセットで応答通話が可能とすること。

(6) PHSアンテナ配線条件

①別紙本庁舎配置図（本庁舎、本庁舎別館及び付属棟）の着色部分の範囲をカバーできるものとし、アンテナ設置個所については、事前に発注者と協議すること。

②本庁舎アンテナ設置箇所

- ・ 内壁及び天井不可（アスベスト含有）、既存電話台や机及び大型ロッカー等に外付けとし、配線をモール等で保護すること。
- ・ 受注者の都合によりアスベスト対応でアンテナ設置を実施する場合、事前に発注者と協議すること。

③本庁舎別館アンテナ設置箇所

- ・ 内壁や天井等に外付けとし、配線をモール等で保護すること。

(7) 音声案内装置

- ① 応答ガイダンスの種類は、開庁時間及び閉庁時間の2パターンを用意することとし、その他応答ガイダンスの内容については任意に登録できるようにすること。また、応答ガイダンスについては手動もしくは自動でパターンの切替ができるようにすること。
- ② 開庁時間の応答（平日 9:00 から 16:30）
 - ・ 応答ガイダンス後、外線（ダイヤル回線及びプッシュ回線）からボタン操作をすることで、自動で内線に転送ができること。
 - ・ 内線番号操作の誤入力及び未入力の場合は、オペレーターの呼び出しとすること。
- ③ 閉庁時間の応答（平日 16:30 から 9:00 及び土日、祝日、年末年始の終日）
 - ・ 応答ガイダンス後、指定した番号の入力により警備室へ転送できること。
 - また、警備室の回線が埋まっている場合は、お待たせアナウンスを送出すること。

(8) 通話録音装置

- ① 通話録音ガイダンスを設定できることとし、電話主装置に接続されるすべての、ひかり外線電話の通話録音が可能とすること。
- ② 録音開始前に録音告知ガイダンスを送出し、録音時間 10,000 時間以上保存可能であり、容量が最大になった場合、古いデータから順に自動上書き保存とすること。また、主となる通話録音装置とは別に 1,000 時間以上のバックアップ録音が可能であること。
- ③ 指定した期間を内線番号等でデータを抽出できること。抽出したデータを USB 等の外部媒体に出力できること。
- ④ 直通ダイヤルの場合は、通話録音ガイダンス後、音声案内装置を通過することなく、直接ダイヤルインができること。
- ⑤ 瞬断対策用 UPS 及び GPS タイムサーバーを併せて設置すること。

(9) その他

- ① 新たなラックを設置し、音声案内装置、通話録音装置及び NTT 製機器（ONU、OG2300xi 等）を収容すること。
- ② 調達機器は、新品でなければならない。（中古製品不可）
- ③ 内線番号の設定桁数は標準 4 桁とし、2 桁や 3 桁との混在もできること。

7. 保守・点検

- (1) 本工事の契約後、電話交換設備保守委託を随意契約で発注する予定である。なお、保守委託は以下の内容を予定している。

①保守対象機器

- ・ 電話交換機本体装置
- ・ 音声案内装置
- ・ 通話録音装置

②定期点検

- ・ 1回／年
- ・ 庁舎法定停電対応：1回／年

③その他

- ・ 軽微な設定変更及び機器の状態確認は、6ヶ月に1回程度実施すること。
(遠隔保守可)
- ・ 各課でグループ設定を行い、年度末の機構改革に合わせた直通ダイヤル及び内線番号変更設定を実施できること。

8. 事故及び復旧

- (1) 受注者は、安全管理に十分注意し、作業を行うものとするが、作業中に事故が生じた場合は、一切受注者の責任において処理するものとする。
- (2) 作業の実施において事故が発生、または発生の恐れがあるときは、応急措置を施し、その状況を速やかに報告し指示を受けること。
- (3) 工事遂行にあたり、施設等の損傷防止に努め、これが生じた場合には受注者の責任において、速やかに復旧しなければならない。

9. 厳守事項

- (1) 業務の実施については、開庁時間外とし（平日夜間、土日、祝日）適正な人材を配置し業務を適正に遂行するものとする。
- (2) 業務に従事する作業員は、常に名札等を付け作業に適した服装とすること。
- (3) 必要な防護具を使用し安全対策を確実にを行い労働災害の防止に万全を期すること。
- (4) 施設内における言動は丁寧にし、市民及び関係者に対して不快を与えることの無いように努めること。
- (5) 工事にあたり担当職員と事前に工程管理等の協議を行い実施すること。

10. 疑義事項

本特記仕様書に記載のない事項については、発注者、受注者双方の協議の上それを定めるものとする。